

群馬県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

平成29年6月1日現在における直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）を、下記のとおり告示する。

平成29年6月14日

群馬県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会
委員長 細井廣

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

32, 958人

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

305, 983人

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する各選挙区における請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

選出の区分	市町村	数
区分 1	前橋市	93, 947人
区分 2	高崎市	103, 698人
区分 3	桐生市	32, 892人
区分 4	伊勢崎市	55, 660人
区分 5	太田市	59, 071人
区分 6	沼田市	13, 979人
区分 7	館林市	21, 220人
区分 8	渋川市	22, 801人
区分 9	藤岡市	18, 758人
区分 10	富岡市	13, 965人
区分 11	安中市	17, 030人
区分 12	みどり市	14, 217人
区分 13	榛東村、吉岡町、玉村町	19, 846人
区分 14	上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町	7, 859人
区分 15	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町	16, 408人
区分 16	片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	10, 075人
区分 17	板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	27, 870人